

14.028
179

政治研究會

大正十四年度
全國臨時大會
提出議案

政治研究會

支部

代議員

第

14.10.71

號

卷

婦人參政權要求の件

(婦人部提出)

中世以前は、女子は家内労働に専ら従事し、政治的権利を享受しなかつた。近世に入ると、女子は社会生活に参与するに至り、政治的権利を享受するに至る。政治的権利とは、選挙権と被選挙権とを指す。女子が政治的権利を享受するに至るは、女子の社会地位が向上し、女子が社会生活に参与するに至るに依る。女子が政治的権利を享受するに至るは、女子の社会地位が向上し、女子が社会生活に参与するに至るに依る。女子が政治的権利を享受するに至るは、女子の社会地位が向上し、女子が社会生活に参与するに至るに依る。

政治研究會の臨時大會に於て、婦人部は、婦人參政權の實現を期す。婦人參政權の實現は、女子の社会地位の向上に依る。女子の社会地位の向上は、女子の社会生活の参与に依る。女子の社会生活の参与は、女子の社会地位の向上に依る。女子の社会地位の向上は、女子の社会生活の参与に依る。女子の社会生活の参与は、女子の社会地位の向上に依る。